

あいりデイホーム運営規程
(通所介護・介護予防通所介護・予防専門型・運動型通所サービスの運営規定)

(事業の目的)

第1条 有限会社 アットが開設するあいりデイホーム（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、予防専門型通所サービス、及び運動型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護、予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要介護被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定運動型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要支援被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 あいりデイホーム
所在地 名古屋市西区玉池町 217 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名 常勤

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

従業者

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 6名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。
- ③ サービス提供時間

月曜日から日曜日 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分

[運動型通所サービス]

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。
- ③ サービス提供時間

1単位目 午前10時00分から午後12時00分

2単位目 午後1時00分から午後3時00分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

月曜日から日曜日 40名

[運動型通所サービス]

1単位目 3名

2単位目 3名

(内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

食事の提供

入浴

日常生活動作の機能訓練

健康チェック

送迎

アクティビティ・介護予防

健康チェック

[運動型通所サービス]

日常生活動作の機能訓練

健康チェック

アクティビティ（介護予防）

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり500円を徴収する。ただし、運動型通所サービスについては徴収しない。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った事業の費用は、30分あたり500円を徴収する。
- 4 食費は、700円を徴収する。
- 5 おむつ代は、実費を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市西区、北区、清須市、北名古屋市の区域とする。（ただし、予防専門型、ミニデイ型、運動型は名古屋市西区、北区とする。）

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練等を行う。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 アットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

| | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。 | |
| この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。 | 従事者の変更 |
| この規程は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。 | 従事者及び利用定員の変更 |
| この規程は、平成 20 年 2 月 4 日から施行する。 | 従事者及び利用定員の変更 |
| この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。 | 規模の区分変更、従事者及び利用定員の変更 |
| この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。 | 管理者の変更 |
| この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。 | 管理者の変更 |
| この規程は、平成 22 年 11 月 8 日から施行する。 | 管理者及び従事者の変更 |
| この規定は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。 | 管理者及び従業者の変更 |
| この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 | 法改正に伴う営業時間 サービス提供時間の変更、各種加算の届出 |
| この規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。 | 従業者の職務の変更 |
| この規定は、平成 24 年 8 月 15 日から施行する。 | 従業者の勤務形態の変更 |
| この規定は、平成 25 年 5 月 20 日から施行する。 | 管理者及び従業者の変更、サービス提供時間の変更 |
| この規定は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。 | 従業者の変更、個別機能訓練加算の変更 |
| この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。 | サービス提供時間の変更 |
| この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 | 管理者及び従業者の変更 |
| この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。 | 運動型通所サービス（一体型）の開始 |
| この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 | 清須市総合事業指定の開始 |
| この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 | サービス提供時間の変更、各種加算の届出 |
| この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。 | 利用者定員の変更、営業時間・サービス提供時間の変更 |
| この規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。 | 管理者の変更及び従業員の変更 |
| この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 | 従業員の変更 |
| この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 | 従業員の変更 |
| この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。 | 従業員の変更 |